

一般廃棄物処理施設の維持管理記録表

令和7年度 勝浦市クリーンセンター

項目	内容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみの焼却量及び種類ごとの処理・リサイクル量(トン)	可燃ごみ(焼却量)	-	411.3	433.2	479.5	397.4	460.7	453.6	435.1	324.5				
	金物類	-	1.9	6.8	42.1	1.7	10.0	10.0						
	ペットボトル	-	5.3	4.7	5.1	7.2	6.2	6.7	6.0	3.8				
	古紙類	-	45.1	48.0	34.5	41.2	55.0	34.3	30.7	48.9				
	空き瓶・ガラス	-	8.8	10.9	8.7	8.4	11.2	9.6	7.8	10.1				
	衣類	-	6.7	6.5	4.9	7.6	3.9	2.9	4.6	7.7				
	プラスチック包装	-	13.5	12.9	12.4	7.8	17.4	12.4	11.9	7.8				
	発砲スチロール	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	その他プラスチック	-	3.0	2.1	1.2	1.9	0.4	0.3	0.2	1.8				
	廃乾電池	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
廃蛍光灯	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
燃焼室中の燃焼ガスの温度(※1)	測定を行った位置	-	焼却炉出口付近											
	結果が得られた年月日	-	R7. 5. 1	R7. 6. 1	R7. 7. 1	R7. 8. 1	R7. 9. 1	R7. 10. 1	R7. 11. 1	R7. 12. 1	R8. 1. 1	R8. 2. 1	R8. 3. 1	R8. 4. 1
集塵器に流入する燃焼ガスの温度(※1)	測定を行った位置	-	濾過式集塵器入口付近											
	結果が得られた年月日	-	R7. 5. 1	R7. 6. 1	R7. 7. 1	R7. 8. 1	R7. 9. 1	R7. 10. 1	R7. 11. 1	R7. 12. 1	R8. 1. 1	R8. 2. 1	R8. 3. 1	R8. 4. 1
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(※1)	測定を行った位置	-	濾過式集塵器出口付近											
	結果が得られた年月日	-	R7. 5. 1	R7. 6. 1	R7. 7. 1	R7. 8. 1	R7. 9. 1	R7. 10. 1	R7. 11. 1	R7. 12. 1	R8. 1. 1	R8. 2. 1	R8. 3. 1	R8. 4. 1
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	測定を行った位置	-	常時機械除去											
	結果が得られた年月日	-												
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン濃度(1回/年)(※2)	測定を行った位置	-	濾過式集塵器出口付近											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
煙突から排出される排ガス中のばい煙測定結果(4回/年)(※3)	測定を行った位置	-	濾過式集塵器出口付近											
	採取した年月日	-	-	R7. 5. 16	-	-	R7. 8. 14	-	-	R7. 11. 21				
排ガス組成	結果が得られた年月日	-	-	R7. 6. 13	-	-	R7. 9. 16	-	-	R7. 12. 18				
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ =12%換算値(g/m ³ N)	0.15以下	-	<0.001	-	-	0.002	-	-	0.003				
	硫酸酸化物排出量測定の結果 O ₂ =12%換算値(m ³ N/h)	44以下	-	0.015	-	-	0.031	-	-	0				
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ =12%換算値(ppm)	250以下	-	52	-	-	87	-	-	63				
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ =12%換算値(mg/m ³ N)	700以下	-	16	-	-	14	-	-	12				
排ガス組成	窒素(%)	-	-	80.3	-	-	80.2	-	-	80.4				
	酸素(%)	-	-	13.5	-	-	13.8	-	-	13.3				
	二酸化炭素(%)	-	-	6.2	-	-	3	-	-	6.3				
	一酸化炭素(ppm)	-	-	0	-	-	0	-	-	0				
	空気比	-	-	2.71	-	-	2.83	-	-	2.64				

※1基準値については「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
 ※2基準値については「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
 ※3基準値については「大気汚染防止法」による。